保護者向け資料（北海道教育委員会・江別市立文京台小学校作成）

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立文京台小学校　令和７年（2025 年）　４月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

次のようなケースもいじめとして認知します。

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

文京台小学校 いじめ防止基本方針 （概要） 全文は学校 HP を 御覧下さい。	■いじめ防止への基本理念・いじめの定義について ■いじめ対策のための校内組織について ■いじめに関する生徒指導の重層的支援構造について ■いじめ未然防止のための取組について ■いじめ未然防止をねらいとしたプログラム ■いじめへの対応　等
文京台小学校 いじめ対策組織 の役割や活動	■いじめ防止に関する取組・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 ■いじめの通報・相談窓口 ■いじめの疑いに関する情報や問題行動等に対する情報収集・記録・共有 ■いじめの疑いのある情報に対しての組織的な対応 （事実関係の確認・指導支援体制確認・対応方針の決定・保護者との連携） ■いじめ防止基本方針や組織体制等の検証改善
本校の いじめ防止 プログラムの活動	■いじめを許さない・見過ごさない雰囲気作り ・いじめ撲滅宣言　スローガン　標語づくり ■自己肯定感・自己有用感の高揚及び自尊感情の醸成 ①授業の中で　②生徒指導の場面で　③自身の成長を振り返る場面で ■いじめ未然防止をねらいとした教育プログラム ①道徳教育の充実　②オレンジリボン活動　③情報モラル教室　等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

文京台小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 011-386-7700（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話　（電　話）	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

子ども相談支援センターイメージキャラクター